

京都市建築基準条例新旧対照表

現行	改正後
○京都市建築基準条例 平成 13 年 4 月 5 日 条例第 1 号 (略) 第 1 条～第 6 条 (略) (崖の付近の建築制限) 第 7 条 高さが 2 メートルを超える崖(地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地をいい、小段等によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖の下端から水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方に上層の崖の下端があるときは、その上下の崖は、一体のものとみなす。以下同じ。)の下端及び上端からそれぞれ崖の方向に水平距離が当該崖の高さの 2 倍以内の位置に建築物を建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 当該崖を含む土地の区域における<u>宅地造成</u>に関する工事又は開発行為について、<u>宅地造成等規制法第 8 条第 1 項</u>又は都市計画法第 29 条第 1 項の規定による許可を受けたとき。	○京都市建築基準条例 平成 13 年 4 月 5 日 条例第 1 号 (略) <u>改正 令和 6 年 3 月 29 日条例第 43 号</u> 第 1 条～第 6 条 (略) (崖の付近の建築制限) 第 7 条 高さが 2 メートルを超える崖(地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地をいい、小段等によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖の下端から水平面に対し 30 度の角度をなす面の上方に上層の崖の下端があるときは、その上下の崖は、一体のものとみなす。以下同じ。)の下端及び上端からそれぞれ崖の方向に水平距離が当該崖の高さの 2 倍以内の位置に建築物を建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 当該崖を含む土地の区域における<u>宅地造成等(宅地造成及び特定盛土等規制法第 10 条第 1 項に規定する宅地造成等をいう。)</u>に関する工事又は開発行為について、<u>同法第 12 条第 1 項若しくは第 30 条第 1 項</u>又は都市計画法第 29 条第 1 項の規定による許可を受けたとき<u>(当該崖の地表面に、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 14 条第 1 号(同令第 30 条第 1 項において準用する場合を含む。))の規定により崖面崩壊防止施設(同令第 6 条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。)を設置するときを除く。)</u>。

(2) 当該崖が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定による急傾斜地崩壊防止工事により整備されているとき。

(3) 当該崖の地表面に、令第138条第1項第5号に規定する擁壁に係る基準に適合する擁壁その他これと同等以上の安全性を有する擁壁が設けられているとき。

(4) 当該崖の地表面が宅地造成等規制法施行令第6条第1項第1号イ又はロに該当するとき。

(5) 建築物の構造により安全上支障がないとき。

第8条～第47条 (略)

附 則

(略)

(2) 当該崖が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定による急傾斜地崩壊防止工事により整備されているとき。

(3) 当該崖の地表面に、令第138条第1項第5号に規定する擁壁に係る基準に適合する擁壁その他これと同等以上の安全性を有する擁壁が設けられているとき。

(4) 当該崖の地表面が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条第1項第1号イ又はロに該当するとき。

(5) 建築物の構造により安全上支障がないとき。

第8条～第47条 (略)

附 則

(略)

附 則 (令和6年3月29日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年6月6日から施行する。

(造成工事の計画の変更許可の申請に対する審査に係る手数料等に関する経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可を受けた者に対する第1条の規定による改正後の京都市都市計画関係手数料条例別表第3(2)の項の規定及び第2条の規定による改正後の京都市建築基準条例第7条第1号の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。